

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

労働力需給制度部会（第383回）

資料1

令和7年6月26日

事項名	規制改革の内容	実施時期
職業紹介責任者の専任規制の見直し	厚生労働省は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の14及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第24条の6第1項に基づき有料職業紹介事業者に対して課している、事業所ごとかつ専属の職業紹介責任者を選任する義務について、当該義務が職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、デジタル技術を徹底活用すること等により、一定の要件を満たす場合には、職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討し、労働政策審議会で結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。	令和7年度検討、同年度末を目途に結論、結論を得次第速やかに措置
有料職業紹介事業における取扱職種等事項の明示に関する事務負担軽減	厚生労働省は、求人者・求職者への確認が確実に行われることを前提として、求人者・求職者及び有料職業紹介事業者（職業安定法第30条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の事務負担軽減の観点から、有料職業紹介事業者が、職業安定法第32条の13及び職業安定法施行規則第24条の5第2項に基づき、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後に求人者及び求職者に対して取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関する所定の事項（以下「取扱職種等事項」という。）を明示する際に、電子メール等の方法が一層活用されるよう、関連する事業者団体へのヒアリング等を行い実態を把握した上で、取扱職種等事項の明示手段に係る求人者及び求職者の希望の確認方法を明確にする観点から、例えば、オンライン（アプリの利用を含む。）で職業紹介サービスの利用の申込みをする求人者及び求職者に対しては、必ずしも申込み後の確認を要さず、申込みと併せて説明手段の希望を把握することが可能である旨等について、具体例を交えて解釈を明確化した上で、広く周知する。	令和7年度措置
職業紹介事業及び労働者派遣事業の事業報告に係る事務負担の軽減等	厚生労働省は、以下①及び②の事業報告書について、関連する事業者団体等へのヒアリング等により、その提出に際して職業紹介事業者（職業安定法第30条第1項若しくは第33条第1項の許可を受けて、又は第33条の2第1項若しくは第33条の3第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。以下同じ。）及び派遣元事業主（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）が直面する課題等の実態を把握した上で、本社等で全事業所に関する情報の集中的な処理を行って一括提出することを可能とすることや、取扱業務が多岐にわたる職業紹介事業者であってもe-Govを利用したオンライン提出を可能とすること等、職業紹介事業者及び派遣元事業主が事業報告書を提出する際の負担軽減策を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 ① 職業紹介事業者が職業安定法第32条の16第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣に提出する事業報告書 ② 派遣元事業主が労働者派遣法第23条第1項の規定に基づき厚生労働大臣に提出する事業報告書	令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置